

# 登山月報

平成15年度臨時理事会の報告	1
NEW!! わかふじ国体 「山岳競技会」を終えて	4
第58回静岡国体山岳競技会 講評	5
第58回静岡国体山岳競技会 総合成績	7
山口政一さんを偲んで	8
山スキー競技について	9
寄贈図書	10

昭和四十五年十二月二十一日

第三種郵便物認可（毎月一回十五日発行）

## 平成15年度 臨時理事会報告

## 平成15年度 臨時理事会報告

（第2号議案）  
（第3号議案）  
（第4号議案）

- 日時 平成15年11月16日(日)  
場所 岸記念体育会館  
出席 田中文男会長  
城隆嗣、坂場昭雄、  
大森薰雄 各副会長、  
八木原園明専務理事、  
北田紘一、小島守夫、  
森川洋佑、相良忠磨、  
西内博、小林達也、  
森下健七郎 各常務理事  
阿地政美（北海道）、  
生龜知佑（東北・山形）、  
木戸繁良（北信越・富山）、  
木ノ内高嘉（東海・静岡）、  
阿部英美（東海・愛知）、  
熊本哲三（近畿・和歌山）、  
伊藤克己（近畿・滋賀）、  
小笠原治（中国・山口）、  
國澤鎮雄（四国・高知）、  
内田徳郎（九州・熊本）、  
国崎敏広（九州・鹿児島）  
各理事  
福田昇（東京）、  
（定款第32条第4項）  
1、開会  
（定款第22条第1項）  
報告と開会宣言  
（定款第22条第2項）  
八木原専務理事が行う。  
3、会長挨拶、議長就任  
（定款第22条第2項）  
田中会長より第42回全  
日本登山体育大会 第58回  
静岡国体ほか各岳連協会  
の取り組みなど上期事業  
が順調に推移しているこ  
とに感謝の挨拶があった。  
4、議事録署名人議長指名  
（定款第32条）  
☆以上について北田事務局  
長より報告があり、部分  
的に文言插入、字句訂正  
の上報告の通り承認され  
る。
- 岡本忠良（岡山）各監事  
委任 木口仁、小野寺斎、  
若月東兒、秋山教之、  
仙石富英、尾形好雄  
各常務理事  
小島亮治（東北・宮城）、  
関孝治（北信越・福井）、  
森川列（近畿・兵庫）、  
牧田正大（中国・鳥取）  
各理事  
（第1号議案）  
（第2号議案）  
（第3号議案）  
（第4号議案）  
（第5号議案）  
（第6号議案）  
（第7号議案）  
（第8号議案）  
（第9号議案）  
（第10号議案）  
（第11号議案）  
（第12号議案）  
（第13号議案）  
（第14号議案）  
（第15号議案）  
（第16号議案）  
（第17号議案）  
（第18号議案）  
（第19号議案）  
（第20号議案）  
（第21号議案）  
（第22号議案）  
（第23号議案）  
（第24号議案）  
（第25号議案）  
（第26号議案）  
（第27号議案）  
（第28号議案）  
（第29号議案）  
（第30号議案）  
（第31号議案）  
（第32号議案）  
（第33号議案）  
（第34号議案）  
（第35号議案）  
（第36号議案）  
（第37号議案）  
（第38号議案）  
（第39号議案）  
（第40号議案）  
（第41号議案）  
（第42号議案）  
（第43号議案）  
（第44号議案）  
（第45号議案）  
（第46号議案）  
（第47号議案）  
（第48号議案）  
（第49号議案）  
（第50号議案）  
（第51号議案）  
（第52号議案）  
（第53号議案）  
（第54号議案）  
（第55号議案）  
（第56号議案）  
（第57号議案）  
（第58号議案）  
（第59号議案）  
（第60号議案）  
（第61号議案）  
（第62号議案）  
（第63号議案）  
（第64号議案）  
（第65号議案）  
（第66号議案）  
（第67号議案）  
（第68号議案）  
（第69号議案）  
（第70号議案）  
（第71号議案）  
（第72号議案）  
（第73号議案）  
（第74号議案）  
（第75号議案）  
（第76号議案）  
（第77号議案）  
（第78号議案）  
（第79号議案）  
（第80号議案）  
（第81号議案）  
（第82号議案）  
（第83号議案）  
（第84号議案）  
（第85号議案）  
（第86号議案）  
（第87号議案）  
（第88号議案）  
（第89号議案）  
（第90号議案）  
（第91号議案）  
（第92号議案）  
（第93号議案）  
（第94号議案）  
（第95号議案）  
（第96号議案）  
（第97号議案）  
（第98号議案）  
（第99号議案）  
（第100号議案）  
（第101号議案）  
（第102号議案）  
（第103号議案）  
（第104号議案）  
（第105号議案）  
（第106号議案）  
（第107号議案）  
（第108号議案）  
（第109号議案）  
（第110号議案）  
（第111号議案）  
（第112号議案）  
（第113号議案）  
（第114号議案）  
（第115号議案）  
（第116号議案）  
（第117号議案）  
（第118号議案）  
（第119号議案）  
（第120号議案）  
（第121号議案）  
（第122号議案）  
（第123号議案）  
（第124号議案）  
（第125号議案）  
（第126号議案）  
（第127号議案）  
（第128号議案）  
（第129号議案）  
（第130号議案）  
（第131号議案）  
（第132号議案）  
（第133号議案）  
（第134号議案）  
（第135号議案）  
（第136号議案）  
（第137号議案）  
（第138号議案）  
（第139号議案）  
（第140号議案）  
（第141号議案）  
（第142号議案）  
（第143号議案）  
（第144号議案）  
（第145号議案）  
（第146号議案）  
（第147号議案）  
（第148号議案）  
（第149号議案）  
（第150号議案）  
（第151号議案）  
（第152号議案）  
（第153号議案）  
（第154号議案）  
（第155号議案）  
（第156号議案）  
（第157号議案）  
（第158号議案）  
（第159号議案）  
（第160号議案）  
（第161号議案）  
（第162号議案）  
（第163号議案）  
（第164号議案）  
（第165号議案）  
（第166号議案）  
（第167号議案）  
（第168号議案）  
（第169号議案）  
（第170号議案）  
（第171号議案）  
（第172号議案）  
（第173号議案）  
（第174号議案）  
（第175号議案）  
（第176号議案）  
（第177号議案）  
（第178号議案）  
（第179号議案）  
（第180号議案）  
（第181号議案）  
（第182号議案）  
（第183号議案）  
（第184号議案）  
（第185号議案）  
（第186号議案）  
（第187号議案）  
（第188号議案）  
（第189号議案）  
（第190号議案）  
（第191号議案）  
（第192号議案）  
（第193号議案）  
（第194号議案）  
（第195号議案）  
（第196号議案）  
（第197号議案）  
（第198号議案）  
（第199号議案）  
（第200号議案）  
（第201号議案）  
（第202号議案）  
（第203号議案）  
（第204号議案）  
（第205号議案）  
（第206号議案）  
（第207号議案）  
（第208号議案）  
（第209号議案）  
（第210号議案）  
（第211号議案）  
（第212号議案）  
（第213号議案）  
（第214号議案）  
（第215号議案）  
（第216号議案）  
（第217号議案）  
（第218号議案）  
（第219号議案）  
（第220号議案）  
（第221号議案）  
（第222号議案）  
（第223号議案）  
（第224号議案）  
（第225号議案）  
（第226号議案）  
（第227号議案）  
（第228号議案）  
（第229号議案）  
（第230号議案）  
（第231号議案）  
（第232号議案）  
（第233号議案）  
（第234号議案）  
（第235号議案）  
（第236号議案）  
（第237号議案）  
（第238号議案）  
（第239号議案）  
（第240号議案）  
（第241号議案）  
（第242号議案）  
（第243号議案）  
（第244号議案）  
（第245号議案）  
（第246号議案）  
（第247号議案）  
（第248号議案）  
（第249号議案）  
（第250号議案）  
（第251号議案）  
（第252号議案）  
（第253号議案）  
（第254号議案）  
（第255号議案）  
（第256号議案）  
（第257号議案）  
（第258号議案）  
（第259号議案）  
（第260号議案）  
（第261号議案）  
（第262号議案）  
（第263号議案）  
（第264号議案）  
（第265号議案）  
（第266号議案）  
（第267号議案）  
（第268号議案）  
（第269号議案）  
（第270号議案）  
（第271号議案）  
（第272号議案）  
（第273号議案）  
（第274号議案）  
（第275号議案）  
（第276号議案）  
（第277号議案）  
（第278号議案）  
（第279号議案）  
（第280号議案）  
（第281号議案）  
（第282号議案）  
（第283号議案）  
（第284号議案）  
（第285号議案）  
（第286号議案）  
（第287号議案）  
（第288号議案）  
（第289号議案）  
（第290号議案）  
（第291号議案）  
（第292号議案）  
（第293号議案）  
（第294号議案）  
（第295号議案）  
（第296号議案）  
（第297号議案）  
（第298号議案）  
（第299号議案）  
（第300号議案）  
（第301号議案）  
（第302号議案）  
（第303号議案）  
（第304号議案）  
（第305号議案）  
（第306号議案）  
（第307号議案）  
（第308号議案）  
（第309号議案）  
（第310号議案）  
（第311号議案）  
（第312号議案）  
（第313号議案）  
（第314号議案）  
（第315号議案）  
（第316号議案）  
（第317号議案）  
（第318号議案）  
（第319号議案）  
（第320号議案）  
（第321号議案）  
（第322号議案）  
（第323号議案）  
（第324号議案）  
（第325号議案）  
（第326号議案）  
（第327号議案）  
（第328号議案）  
（第329号議案）  
（第330号議案）  
（第331号議案）  
（第332号議案）  
（第333号議案）  
（第334号議案）  
（第335号議案）  
（第336号議案）  
（第337号議案）  
（第338号議案）  
（第339号議案）  
（第340号議案）  
（第341号議案）  
（第342号議案）  
（第343号議案）  
（第344号議案）  
（第345号議案）  
（第346号議案）  
（第347号議案）  
（第348号議案）  
（第349号議案）  
（第350号議案）  
（第351号議案）  
（第352号議案）  
（第353号議案）  
（第354号議案）  
（第355号議案）  
（第356号議案）  
（第357号議案）  
（第358号議案）  
（第359号議案）  
（第360号議案）  
（第361号議案）  
（第362号議案）  
（第363号議案）  
（第364号議案）  
（第365号議案）  
（第366号議案）  
（第367号議案）  
（第368号議案）  
（第369号議案）  
（第370号議案）  
（第371号議案）  
（第372号議案）  
（第373号議案）  
（第374号議案）  
（第375号議案）  
（第376号議案）  
（第377号議案）  
（第378号議案）  
（第379号議案）  
（第380号議案）  
（第381号議案）  
（第382号議案）  
（第383号議案）  
（第384号議案）  
（第385号議案）  
（第386号議案）  
（第387号議案）  
（第388号議案）  
（第389号議案）  
（第390号議案）  
（第391号議案）  
（第392号議案）  
（第393号議案）  
（第394号議案）  
（第395号議案）  
（第396号議案）  
（第397号議案）  
（第398号議案）  
（第399号議案）  
（第400号議案）  
（第401号議案）  
（第402号議案）  
（第403号議案）  
（第404号議案）  
（第405号議案）  
（第406号議案）  
（第407号議案）  
（第408号議案）  
（第409号議案）  
（第410号議案）  
（第411号議案）  
（第412号議案）  
（第413号議案）  
（第414号議案）  
（第415号議案）  
（第416号議案）  
（第417号議案）

よる収入計上  
 ○競技会派遣事業の再編による見直し  
 ○共済会特別会計の見直し  
 ○設備撤去に伴う登山基金から繰出金計上  
 ○JOC特別会計の見直し  
 ○共済会特別会計の収入増による見直し  
 ○toto事業不採択による収入減計上  
 ④特別会計  
 ○JOC特別会計の見直し  
 ○共済会特別会計の収入増による見直し  
 ○toto事業不採択による収入減計上  
 ②支出  
 ①一般会計事業費  
 ○特別会計海外登山研究会を一般事業に移す  
 ○各事業費用減による支出  
 ○特別事業入れ換えによる支出増計上  
 ○一般会計特別会計負担金  
 ○JOC、toto事業見直しによる支出削減計上  
 ○一般会計共済還付金  
 ○還付額確定見込みによる支出減計上  
 ○一般会計設備撤去費  
 ○秦野人工壁撤去費用の新規計上  
 ⑤特別会計

○競技会派遣事業の再編により、JOC特別会計事業費の支出増計上  
 ○登山基金の人工壁撤去のため一般会計へ繰出金計上  
 ○共済会特別会計の支払保険料増による支出増計上及び一般会計への繰出金圧縮に伴う支出減計上  
 ○toto特別会計の事業不採択による支出減計上  
 ②その他必要事業  
 ☆質疑の上提案の通り承認される。  
**《第6号議案》**  
 ○平成16年度クライミング競技大会について  
 ○JOCジュニアオリンピックカップ大会を富山県城端町で開催（開催地調整中）  
 ○ジャパンカップ大会（開催地調整中）  
 ○平成16年度事業・予算編成方針  
 田中会長、北田事務局長より資料に基づき次の説明があった。  
 明がかった。  
 (1)予算は、収支均衡を原則とし、総額は15年度補正予算程度の規模とする。  
 (2)事業は新規を除き、前年度の内容と費用対効果を勘案し見直し決定する。  
 (3)16年度の重点実施事業  
 (4)16年度の重点実施事業

日時	場所	委任	議題	出席者
平成15年11月13日(木) 18時30分～21時00分	岸記念体育会館	401号室	①ジャパンカップ高知大会について ②16年度競技大会会場選定について ③15年度国際大会選手派遣について ④10月16日(木)	国体常任委員会
(1)10月14日(火) (10月10日～11月13日)	田中会長、城、坂場、大森各副会長、八木原専務理事、秋山、小林、相良、仙石、西内、森川、森下、若月各常務理事 (18名中15名出席)	木口、小島各常務理事	①埼玉国体からの地区大会順位決定方法について ②岡山国体競技施設認定及び第二次正規視察について ③競技部ブロック研修会について	田中会長、城、坂場、大森各副会長、八木原専務理事、秋山、小林、相良、仙石、西内、森川、森下、若月各常務理事 (出席者14名)
(4)10月21日(火)	育大会 山山系(予定)を会場	自然保護常任委員会	④10月21日(火)	(出席者7名)
(5)10月20日(月)	○徳島県山岳連盟主管、剣山山系(予定)を会場	①委員総会の反省について ②17年度委員総会について ③福井県・夜叉ヶ池観察会について	(出席者12名)	(出席者7名)
(6)10月27日(月)	①海外登山技術研究会について ②海外登山女性懇談会について (2)10月15日(水)	H P委員会 ①H Pリニューアルについて	(出席者6名)	(出席者6名)



(出席者7名)

①ジャパンカップ高知大会について  
 ②16年度競技大会会場選定について  
 ③15年度国際大会選手派遣について  
 ④10月16日(木)

昭和四十五年十二月二十一日 第三種郵便物認可 (毎月一回十五日発行)				
<b>登 山 月 報</b>				
%以上の増加、近年中10万人目標。	開催する山岳競技またはその運営に関する行った決定事項に対する不服申立てについては、日本スポーツ仲裁条機構の「スポーツ仲裁規則」に従つて行う仲裁により、解消されるものとする。	◎競技会の報告について ◎選手登録制度について ◎国際山岳競技について	いわゆる	
○共済会会員へのサービスの向上を図る。	◎資料配布) ○秦野クライミング人工壁撤去について(スケジュール等)	(出席者18名) ①埼玉国体からの地区大会順位決定方法について ②競技部意見交換会について 各常任委員	代々木青少年記念オリンピックセンター	
○予算については、15年度中間決算の会費単価、保険料単価を基礎とし、組み立て方は前年度を踏襲する。	◎選手の特別表彰について (永年国選手等)	(出席者6名) ①「日本ヒマラヤ協会・野沢井歩専務理事告別式」セレモニア富士水戸駅南館	『出席』北田常務理事	
○共済事業に関する会計は、共済特別会計として処理する。	◎公認指導者制度の改定について (資料配布)	(2)10月20日(月) ①「競技部意見交換会」	(2)10月20日(月)	
○共済会の事務局の業務については、共済代理店(瀬田工業有限会社)に委託し、16年度も引き続き、共済事務センター(東京都東池袋)で行う。	◎定款変更、規定改定について (資料配布)	(7)11月8日(土) 国体常任委員会 (出席者18名) ①『公認少年少女登山教室(鹿児島岳連)』	(7)11月8日(土)	
○広報活動して、登山月報に毎月広告掲載、HPに常時掲載、山岳雑誌その他広告媒体に広告掲載の通り承認される。	◎新年会(新春懇談会)について ☆田中会長、各副会長ほか各常務理事より説明、了承される	(8)11月10日(月) 指導常任委員会 (出席者13名) ①指導者登録更新について ②養成カリキュラムについて ③新指導者制度への対応について	(3)10月25日(土) (4)10月25日(土)～26日(日) ①「公認少年少女登山教室	遭対常任委員会 (出席者6名) ①『公認少年少女登山教室(鹿児島岳連)』
☆内容の検討など今後の進め方等の質疑あり、提案の通り承認される。	◎その他	関係者参列　弔電、生花をおくる	①「日本ヒマラヤ協会・野沢井歩専務理事告別式」セレモニア富士水戸駅南館	
◎「仲裁条項」の承認について	☆木ノ内高嘉(静岡)理事より静岡国体が成功裏に終えたことについての御札の挨拶があった。	(9)11月11日(火) 国際部常任委員会 (出席者11名)	(5)10月25日(土)～28日(火) ①「第58回静岡国体山岳競技会」	
○仲裁条項	6、閉会	④指導要領(完成)について ①「財製品安全協会 第1回技術基準の作成及び運用調査技術部合同委員会」東京 飯田橋レインボーホテル	(6)10月27日(月) ①山口政一顧問(元日山協監事)三重県山岳連盟	
いわゆる	田中会長より議事終了の挨拶があり、閉会する。	逝去弔電、生花をおくる	②「参列者」石塚、坂口顧問、北田、森川各常務理事、	
◎「仲裁条項」の承認について	☆提案の通り承認される。	通夜28日、告別式29日		
○仲裁条項	(広報 相良忠磨記)			
5、報告				
○仲裁条項				
○仲裁条項				
○仲裁条項				

# 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 処分規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）による懲戒処分に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、倫理規程第2条に規定する者に対し適用する。

## 第2章 処分対象事由及び処分内容

第3条 処分対象事由及び処分内容は、倫理規程による。

## 第3章 処分手続

### (事実調査)

第4条 裁定審査会は、次に掲げるときには、処分対象事由の有無についての調査（以下「事実調査」という。）をすることができる。

- (1) 暴力行為等相談窓口設置規程に基づき、暴力行為等に関する相談窓口から事実調査を付託されたとき
  - (2) その他、裁定審査会が処分対象事由が存すると思料するとき
- 2 裁定審査会は、事実調査にあたり、事実調査の対象者（以下「審査対象者」という。）及び事案の関係者に対し、事実関係についての説明及び証拠資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。
- 3 審査対象者は、前項の事実調査に協力する義務を負う。また、倫理規程第2条に規定する個人又は団体は、事実調査に協力する義務を負う。

### (処分答申)

第5条 裁定審査会は、前条の事実調査を踏まえて、審査対象者の処分の要否及び処分内容を検討しなければならない。

- 2 裁定審査会は、処分内容については別表を基準とする。ただし、処分対象事由の内容、程度及び情状に応じ適切な処分を行うよう努める。
- 3 裁定審査会は、審査対象者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 審査対象者は、弁明を記載した書面及び証拠資料を提出することができる。
- 5 裁定審査会は、処分の要否及び処分内容の検討結果を常務理事会に答申しなければならない。

### (処分決定・不服申立)

第6条 常務理事会は、裁定審査会の答申を受けて、処分の要否及び処分内容を決定しなければならない。

- 2 当該事案の利害関係人は常務理事会の審議に加わることができない。
- 3 常務理事会は、審査対象者を処分する場合、以下の事項を当該審査対象者に対して書面で通知しなければならない。
- (1) 審査対象者の表示
  - (2) 処分内容
  - (3) 処分の理由

4 処分の効果は、前項の通知が審査対象者に到達した時に生じる。

5 処分を受けた者は、前項の通知到達の翌日から起算して10日以内に、本協会に不服を申し立てることができる。不服審査の手続きについては別途定める。

6 前項の不服申立てをした者で、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則第3条2項に規定する競技者等に該当する者は、スポーツ仲裁規則に従ってスポーツ仲裁を申し立てができる。

### (仮の処分)

第7条 裁定審査会は、常務理事会が前条による処分を決定するまでの間、緊急の必要性がある場合には、一時的に審査対象者の職務権限及び資格等を停止すること（以下「仮の処分」という。）を常務理事会に答申することができる。

2 常務理事会が前項の答申を受けた場合の手続きは、前条第1項から第4項に準ずる。

## 第4章 資格停止期間の短縮

第8条 本規程に基づき無期又は有期の資格の停止の処分を受けた者が、再び本規程に反するおそれがないと認められるときは、裁定審査会の答申を受けて、常務理事会の承認を経て、資格の停止期間を短縮することができる。

## 第5章 雜 則

第9条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

### 付 則

この規程は、平成30年3月3日から施行する。

平成31年3月2日 一部改定